

税制改正等の内容

- 平成28年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 通勤手当の非課税限度額が月額15万円に引き上げられました。

この改正は、平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当（同日前に受けるべき通勤手当の差額として追加支給されるものを除きます。）から適用されます。

- (1) 通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。
(注) 改正後の非課税限度額の一覧表については、15ページを参照してください。
(2) 改正後の非課税規定は、平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

イ 平成27年12月31日以前に受けたもの

ロ 平成27年12月31日以前に受けるべき通勤手当で、平成28年1月1日以後に受けたもの

ハ イ又はロの通勤手当の差額として追加支給されるもの

- (3) 平成28年3月31日までに受けた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、平成28年分の年末調整の際に精算します。

2 非課税とされる学資に充てるため給付される金品の範囲が改正されました。

この改正は、平成28年4月1日以後に受けるべき学資金又は同日以後に生ずる債務免除益について適用されます。

- (1) 学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」といいます。）のうち、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げるもの以外のものについて、非課税とされました。
- ① 法人である使用者から当該法人の役員の学資に充てるため給付するもの
 - ② 法人である使用者から当該法人の使用人（当該法人の役員を含みます。）の配偶者その他の当該使用人と特別の関係がある者の学資に充てるため給

付するもの

- ③ 個人である使用者から当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族（当該個人と生計を一にする者を除きます。）の学資に充てるため給付するもの
 - ④ 個人である使用者から当該個人の使用人（当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族を含みます。）の配偶者その他の当該使用人と特別の関係がある者（当該個人と生計を一にする当該個人の配偶者その他の親族に該当する者を除きます。）の学資に充てるため給付するもの
- (2) 学資金のうち、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものには、例えば、法人又は事業を営む個人から学資に充てるための金品を貸与された学生が、卒業後に当該法人又は事業を営む個人の下で使用人として勤務し、一定期間勤務後、当該金品の返済を免除された場合に生ずる債務免除益や、地方公共団体から学資に充てるための金品を貸与された医学生、薬学生等で資格取得後、当該地方公共団体が設置・運営する医療機関に使用人として勤務し、一定期間勤務後、当該金品の返済を免除された場合に生ずる債務免除益なども含まれます。
- (3) この改正は、平成28年4月1日以後に受けるべき学資金又は同日以後に生ずる債務免除益について適用されます。

3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、非課税適用確認書の交付申請書を提出する際の、基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要とされました。

この改正は、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用されます。

なお、これに伴い、平成30年以後の勘定設定期間が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの6年間（改正前：平成30年1月1日から平成33年12月31日までの4年間及び平成34年1月1日から平成35年12月31日までの2年間）に変更されました。

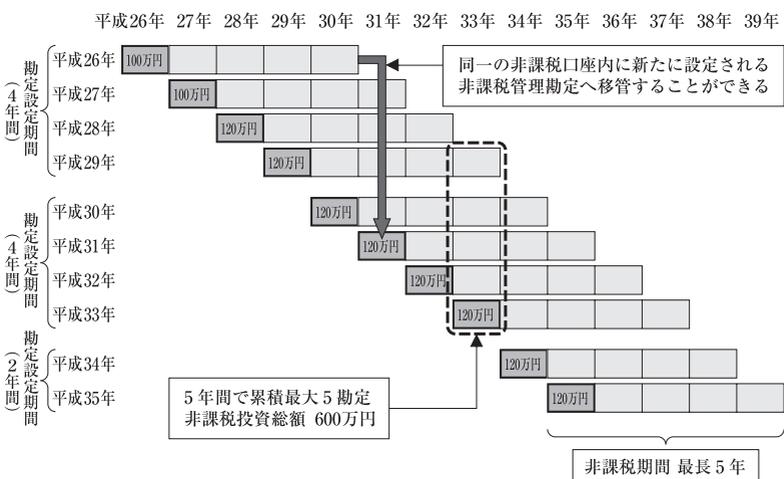
(1) 改正前の制度の概要

非課税適用確認書^(注)の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の人に限ります。以下3において「居住者等」といいます。）は、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の

日の属する年の9月30日までの間に、その勘定設定期間の基準日における住所を証する書類（住民票の写し等）を添付した交付申請書（以下「非課税適用確認書の交付申請書」といいます。）を、金融商品取引業者等の営業所の長に提出するものとされています。

(注) 非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、次の①から③までのいずれかの勘定設定期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます。

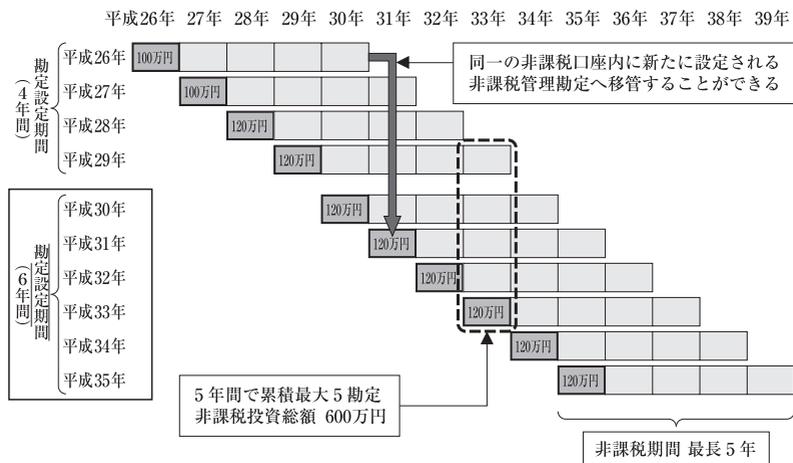
	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日



(2) 改正の内容

イ 平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要とされました。

ロ 平成30年以後の勘定設定期間が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの6年間に改正されました。



ハ 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされることとされました。

ただし、当該居住者等から当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成29年9月30日までに、当該非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされることを希望しない旨その他の事項を記載した書類の提出があった場合には、当該非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされません。

なお、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされた居住者等又は提出したものとみなされると見込まれる居住者等に対し、平成29年10月15日までに、当該非課税適用確認書の交付申請書が提出したものとみなされた旨又は提出したものとみなされると見込まれる旨の通知をしなければなりません。

4 給与等の支払者に対して提出する扶養控除等申告書等について、その支払者が当該提出をする者等の個人番号等を記載した帳簿を備えているときは、当該扶養控除等申告書等に当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書等について適用されます。

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下4において「給与等」といいます。）の支払を受ける者がその支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿^(注)を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係る個人番号の記載を要しないこととされました。

- (1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- (2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- (3) 退職所得の受給に関する申告書
- (4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 上記(1)～(4)の申告書の提出の前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

5 提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類のうち、一定のものについて、提出者等の個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、下記(1)の書類は平成29年1月1日以後に提出すべきものについて、下記(2)の書類は平成28年4月1日以後に提出すべきものについて、それぞれ適用されます。

提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類（納税申告書及び調書等を除きます。）のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととされました。

- (注) 提出者等の法人番号については、引き続き記載する必要があります。
- (1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類（所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書等）
 - (2) 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類（非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課

税口座廃止届出書等)

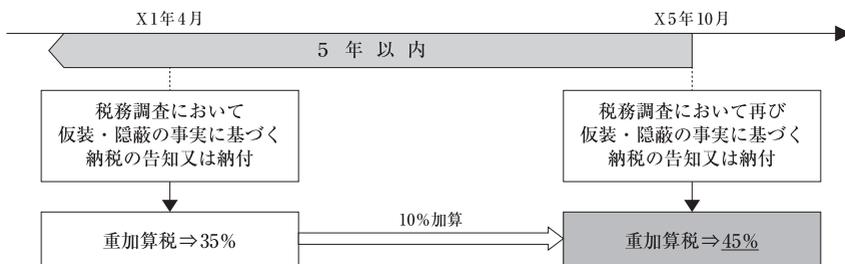
6 個人が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出（以下「告知等」といいます。）をする場合において、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする者の個人番号の告知又は特定口座開設届出書等へのその者の個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、平成28年4月1日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用されます。

7 源泉所得税に係る重加算税について、一定の場合における重加算税の割合を10%加算する見直しが行われました。

この改正は、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する源泉所得税について適用されます。

源泉所得税について、事実を隠蔽し、又は仮装したものに基づく納税の告知又は納税の告知を受けることなくされた納付（以下「納税の告知等」といいます。）があった場合において、その納税の告知等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、源泉所得税について重加算税を徴収されたことがあるときは、その納税の告知等に基づき徴収される重加算税の割合（35%）に10%加算する措置が講じられました。



8 非居住者又は外国法人等が振替社債等（いわゆるイスラム債及びレベニュー債）について受ける利子等の非課税制度について適用期限が平成31年3月31日まで3年間延長されました。

9 外国金融機関等が行う店頭デリバティブ取引に係る一定の証拠金の利子に係る非課税制度について、店頭デリバティブ取引の範囲の見直しが行われました。

10 日本と台湾双方の民間窓口機関である公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で民間取決めとして取り結ばれた「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」に規定された内容を日本国内で実施するための国内法の整備が行われ、租税条約に相当する枠組みが構築されました。

これにより、一定の国内源泉所得に係る源泉所得税について、租税条約と同様に、所定の手続を経ることで、軽減又は非課税の適用を受けることができることとなりました。

この改正は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

11 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除などの住宅取得等に係る措置については、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合にも適用できることとされました。

この改正は、非居住者が平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合について適用されます。

12 個人が、その者の所有する居住用の家屋について、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等を行った場合において、当該居住用の家屋をその者の居住の用に供したときは、その特定多世帯同居改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等のうち、一定の割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できることとされました。

この改正は、当該居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

13 個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該法人又は当該法人の関係法人からその役務の提供の対価として一定の条件が付された譲渡制限付株式が交付されたときは、その譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日における価額をその個人の収入金額に計上すべき金額とすることとされました。

この改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます。

平成27年度以前の改正により、平成29年1月1日以後適用される主なもの

- 給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされます。

租税条約関係（未発効）

- チリとの租税条約が署名されました

日本とチリとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とチリとの間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえ、新たに締結されたものです。

本条約は、国際的な二重課税を調整するため、両国において課税することができる範囲を明確にする規定等を設けています。また、本条約の締結によって、両国で生じた課税に関する問題についての協議や租税に関する実効的な情報交換の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業活動によって取得する利得に対する課税
- 2 投資所得及び譲渡収益に対する源泉地国での限度税率等

	配当			利子		使用料	
	親会社間 (持株要件)	年金基金 受取	その他	銀行等 受取	その他	設備	その他
税率	5% (25%以上)	免税	15%	4%	10%	2%	10%
備考	チリ支払分については国内法どおり			「その他」については発効後 2年間は15%			

- 3 条約の特典の濫用を防止する規定
- 4 税務当局間の協議及び協議に係る仲裁制度

5 税務当局間の情報交換

本協定は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、平成28年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成29年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

○ ドイツとの新租税協定が署名されました

日本とドイツとの間で、「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」の署名が行われました。

本協定は、昭和42年に発効された現行協定を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得条項の改正、投資所得に対する源泉地国免税の対象の拡大のほか、協定の濫用防止規定、仲裁手続規定及び徴収共助規定の導入並びに租税に関する情報交換の規定の拡充が行われています。

本協定の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税に関する新たな規定の導入
- 2 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

	配当		利子		使用料
	親子会社間 (持株要件等)	その他	国債等	その他	
現行協定	10% (日本法人支払配当、持株割合 25%以上、保有期間 12 月以上)	15%	免税	10%	10%
改正協定	免税 (持株割合 25%以上、保有期間 18 月以上) 5% (持株割合 10%以上、保有期間 6 月以上)	15%	免税	免税	免税

- 3 協定上の特典の濫用を防止する規定の導入
- 4 税務当局間の相互協議に関する仲裁手続の導入
- 5 税務当局間の相互協力のための規定の拡充 (情報交換及び徴収共助)

本協定は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、平成28年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成29年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

○ インドとの租税条約を改正する議定書が署名されました

日本とインドとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書」の署名が行われました。

本改正議定書は、平成元年に発効した現行条約の一部を改正するものであり、現行条約の租税に関する情報交換に係る規定を国際標準に沿った規定に改正し、さらに新たに徴収共助の規定を導入するとともに、利子免税の対象となる機関名を改正・追加しています。

本改正議定書の主な内容は以下のとおりです。

- 1 情報交換の拡充
- 2 徴収共助の導入
- 3 利子免税対象機関の追加

本改正議定書は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、平成28年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成29年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。